

監査報告書

平成17年11月

宮崎県監査委員

4 4 1 1 3 2

平成17年11月10日

宮 崎 県 知 事 殿

宮 崎 県 議 会 議 長 殿

宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿

宮崎県監査委員 川 崎 浩 康

宮崎県監査委員 矢 野 政 男

宮崎県監査委員 蓬 原 正 三

宮崎県監査委員 野 辺 修 光

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき平成17年9月28日から平成17年10月13日までの間に実施した監査の結果並びに同条第2項の規定に基づき平成16年12月20日から平成17年10月13日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

第 1	定期監査	1
1	監査の概要	1
(1)	監査対象機関、実施年月日等	1
	総合政策本部	
	総合政策課	1
	総務部	
	総務課	1
	行政経営課	1
	財政課	1
	税務課	1
	危機管理局	1
	地域生活部	
	生活・文化課	1
	地域振興課	1
	情報政策課	1
	福祉保健部	
	福祉保健課	1
	医療薬務課	1
	高齢者対策課	1
	児童家庭課	1
	障害福祉課	1
	衛生管理課	2
	健康増進課	2
	環境森林部	
	環境森林課	2
	環境管理課	2
	環境対策推進課	2
	自然環境課	2
	森林整備課	2
	山村・木材振興課	2
	商工観光労働部	
	商工政策課	2
	新産業支援課	2
	地域産業振興課	2
	経営金融課	2
	観光・リゾート課	2

労働政策課	2
農政水産部	
農政企画課	2
地域農業推進課	2
営農支援課	2
農産園芸課	3
畜産課	3
農村計画課	3
農村整備課	3
水産政策課	3
漁港漁場整備課	3
土木部	
管理課	3
道路建設課	3
道路保全課	3
河川課	3
港湾課	3
都市計画課	3
公園下水道課	3
建築住宅課	3
営繕課	3
教育委員会	
財務福利課	3
学校政策課	3
特別支援教育室	4
スポーツ振興課	4
文化財課	4
警察本部	4
工事監査	
土木部営繕課関係工事	4
教育庁財務福利課関係工事	4
警察本部関係工事	4
(2) 監査対象とした事項	4
2 監査の結果	4
「第1の2」に係る別表	5

第 2	行政監査	6
1	監査対象事務	6
2	監査の趣旨	6
3	実施時期	6
4	実施方法	7
5	監査対象機関及び監査対象	7
6	監査の着眼点	8
7	監査の結果及び意見	8
8	結び	12

第 1 定期監査

1 監査の概要

知事部局の本庁、教育委員会、警察本部の計 5 2 か所について、定期監査を実施した。

(1) 監査対象機関、実施年月日等

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
総合政策本部	総合政策課	平成 16 年度	平成 17. 9.28
総務部	総務課	同	17.10. 4
	行政経営課	同	17.10. 4
	財政課	同	17.10.13
	税務課	同	17.10. 4
	危機管理局	同	17.10.11
地域生活部	生活・文化課	同	17.10. 3
	地域振興課	同	17.10. 5
	情報政策課	同	17.10. 6
福祉保健部	福祉保健課	同	17. 9.28
	医療薬務課	同	17. 9.28
	高齢者対策課	同	17. 9.29
	児童家庭課	同	17.10. 3
	障害福祉課	同	17.10. 3

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
福祉保健部	衛生管理課	平成16 年度	平成 17. 9.29
	健康増進課	同	17. 9.29
環境森林部	環境森林課	同	17.10. 5
	環境管理課	同	17.10.13
	環境対策推進課	同	17.10.13
	自然環境課	同	17.10.12
	森林整備課	同	17.10.12
	山村・木材振興課	同	17.10.11
商工観光労働部	商工政策課	同	17.10. 5
	新産業支援課	同	17.10. 6
	地域産業振興課	同	17.10. 3
	経営金融課	同	17.10.11
	観光・リゾート課	同	17.10.11
	労働政策課	同	17.10. 3
農政水産部	農政企画課	同	17.10. 4
	地域農業推進課	同	17.10.12
	営農支援課	同	17.10.12

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
農政水産部	農産園芸課	平成16 年度	平成 17.10.11
	畜産課	同	17.10.12
	農村計画課	同	17.10.12
	農村整備課	同	17.10.12
	水産政策課	同	17.10.13
	漁港漁場整備課	同	17.10.12
土木部	管理課	同	17. 9.28
	道路建設課	同	17.10. 6
	道路保全課	同	17.10. 6
	河川課	同	17.10. 6
	港湾課	同	17.10. 6
	都市計画課	同	17.10.11
	公園下水道課	同	17.10.11
	建築住宅課	同	17.10. 6
	営繕課	同	17.10. 6
教育委員会	財務福利課	同	17.10.13
	学校政策課	同	17.10.13

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
教育委員会	特別支援教育室	平成16 年度	平成 17.10.13
	スポーツ振興課	同	17.10.13
	文化財課	同	17.10.13
警察本部		同	17.10. 5
工事監査	土木部営繕課関係工事	同	17.10. 6
	教育庁財務福利課関係工事	同	17.10.13
	警察本部関係工事	同	17.10. 5

(2) 監査対象とした事項

上記の監査対象機関における財務に関する事務の執行

2 監査の結果

監査の結果は、一部の機関に是正又は改善を要する事項が見受けられたものの、全体として、おおむね適正に執行されているものと認められた。

是正又は改善を要する事項の内容及び該当機関については、次のとおりである。このほか軽易な事項については、当該機関に指導を行った。

また、今回の監査の結果に係る是正又は改善を要する事項等の状況は別表のとおりである。

(1) 収入事務

児童扶養手当返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

児童家庭課

雑入（座礁船撤去費用等）について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

河川課

(2) 支出事務

里親会育成強化事業補助金の交付事務について、交付決定事務が大幅に遅れてなされていた。

児童家庭課

資金前渡の精算について、著しく戻入時期の遅れているものがあつた。

資金前渡職員は、財務規則等に定められた納入期限内に精算戻入を完了させる責務がある。

新産業支援課

(「第1の2」に係る別表)

指摘項目	是正又は改善を要する事項 (件)	その他指導を行った事項 (件)	計 (件)
予算経理事務			
収入事務	2	4	6
支出事務	2	14	16
契約事務		2	2
工事の施工			
財産(物品を除く)の管理			
物品の管理			
その他			
合計	4	20	24

第2 行政監査

1 監査対象事務

「県が発行する刊行物」及び「県が購入する刊行物」について

2 監査の趣旨

地方分権がますます進展する中で、県が県民とのパートナーシップのもと行政活動を推進していくためには、県民に情報を的確に伝え、県政に対する理解を深めることが不可欠である。

中でも県が発行する刊行物は、伝達性、保存性、確実性、携帯性などの優れた特性を持つことから、県の計画、施策及びその他の各種情報を提供する手段として県の各機関において多種多様に作成され広報活動の推進に寄与している。

また、県が購入する刊行物は、社会経済情勢の急速な変化に対応した的確な施策を実現していくために、国内外の先進事例を始め、施策実現のために必要な情報を収集する手段として重要であり多くの機関で活用されている。

しかしながら、これら刊行物に要する費用は毎年多額にのぼっており、県の厳しい財政状況等を勘案すると、その内容やあり方などを常に見直し、経費節減に努めることが重要である。

さらに、現在ではインターネット等の多様なメディアが存在するので、これらのメディアを活用することにより、刊行物に要する経費を抑制することも可能となっている。

このようなことから、県の各機関が発行している刊行物及び購入している刊行物が、「効率的かつ効果的に執行され、また、行政に有効に生かされているか」という観点から行政監査を実施し、今後の情報提供や情報収集活動の改善に資することとした。

3 実施時期

平成16年12月から平成17年10月まで

4 実施方法

平成16年度定期監査の実施に併せ、対象機関から提出された「県が発行する刊行物」及び「県が購入する刊行物」の調査票に基づき、聞き取り調査を中心に実施した。

5 監査対象機関及び監査対象

(1) 監査対象機関

ア 県が発行する刊行物

平成16年度定期監査の対象機関のうち業務概要などの刊行物を発行している193機関を実施。

イ 県が購入する刊行物

平成16年度定期監査の対象機関のうち業務上必要な刊行物を購入している260機関を実施。

(2) 監査対象

次のとおり。

区 分	刊 行 物 の 種 類								対象金額 (千円)
	本・ 冊子	新聞	パ ン フ レ ッ ト	リ ー フ レ ッ ト	チ ラ シ	ポ ス タ ー	計		
発行刊行物 (193機関)	件数(件) 335	-	80	95	55	44	609		308,637
	構成比(%) 55.0	-	13.2	15.6	9.0	7.2	100.0		
購入刊行物 (260機関)	件数(件) 1,350	711	32	16	3	24	2,136		161,705
	構成比(%) 63.2	33.3	1.5	0.8	0.1	1.1	100.0		

(注1) 監査対象機関は、平成17年4月1日現在の組織による。

(注2) 購入刊行物について、図書室(館)用として購入したものは除いている。また、1機関15件を限度とし、日刊新聞については、複数購入している場合であっても購入件数1件として計上した。

(注3) 刊行物の分類は次のとおりとした。

分 類	内 容
本、冊子	書物一般(法規集等追録書籍類(加除式図書類)を除く)
新聞	日刊新聞、専門新聞
パンフレット	仮綴じの小冊子
リーフレット	折り畳み式の簡単な印刷物
チラシ	広告、宣伝等のための一枚刷りの印刷物
ポスター	広告・宣伝等のための図案・写真・文章等からなる貼り紙

6 監査の着眼点

次に掲げる項目を着眼点として実施した。

(1) 県が発行する刊行物

- ア 刊行物の目的、必要性について
- イ 刊行物の内容について
- ウ 刊行物の発行方法について
- エ 刊行物作成の予算執行について
- オ 刊行物の活用状況について
- カ インターネット(宮崎県ホームページ)の活用について

(2) 県が購入する刊行物

- ア 刊行物購読の目的、必要性について
- イ 刊行物購読の予算執行及び支払状況について
- ウ 刊行物の業務への活用状況について

7 監査の結果及び意見

着眼点ごとに列記すると次のとおりである。

(1) 県が発行する刊行物

ア 刊行物の目的、必要性について

[結果]

刊行物の発行に当たって、物品購入要求書等による発注何
だけしかなく、刊行物発行の目的、必要性など具体的に記載
されていないものがあった。

[意見]

刊行物の発行に着手する際には、発行の目的、必要性を組
織的に検討した上で、あらかじめ起案文書の形で配布先、配
布方法、配布時期等の検討結果を残すことが次回の発行の参
考になることから重要である。

イ 刊行物の内容について

[結果]

(ア) 刊行物の内容・構成について、次のような点が見受けら
れた。

- ・発行刊行物の中には文字の大きさに配慮していないもの
- ・表・グラフ等の条件や単位の記述がないもの

- ・写真グラフ等があまり使われておらず、紙面構成に工夫がないもの
- ・冊子類について、項目、目次を設けてないもの
- ・刊行物の問い合わせ先のないもの

(イ) 個人情報の保護の観点から適切でないと思われる内容があった。

[意見]

(ア) 利用者の立場に立って、読みやすさ、わかりやすさに配慮した内容となっているか、また、伝えたい情報が十分と言えるかどうかについて精査することが望まれる。

(イ) 個人情報と思われる内容については、「宮崎県個人情報保護条例」に十分留意し、刊行物の作成に当たることが必要である。

ウ 刊行物の発行方法について

[結果]

業務概要、学校要覧など同一種類の刊行物について、各所属の創意工夫は認められるものの、所属間で仕様、作成部数、作成単価にばらつきがあった。

[意見]

同一種類の刊行物においては、各所属間で連携を図って、仕様や配布先の統一した発行基準を設けるなどの見直しにより経費節減に努めることが望ましい。

エ 刊行物作成の予算執行について

[結果]

(ア) ページ数の多いものや、カラー印刷や写真、イラストなどが必要以上に多く使われているものがあった。

(イ) 庁内印刷室での対応が可能な簡易な行政資料について、外部発注となっているものがあった。

(ウ) 同一のものが年度内に3回作成され、2、3回目の増刷の発注も相見積りによっていたが、作成単価が下がっていないものがあった。

[意見]

(ア) ページ数の多いものや、カラー印刷や写真、イラストなどを必要以上に多用している刊行物については、仕様の見直しを行うなど、作成単価を引き下げる努力が必要である。

(イ) 平成16年2月に策定された「宮崎県庁印刷物等作成経

費削減方針」を十分踏まえ、経費の節減の観点からも庁内印刷室の利用促進に努められたい。

- (ウ) 刊行物の作成に当たっては、年間の必要部数を的確に把握するとともに、やむを得ず増刷する場合には、版を有する初回の業者と随意契約するなど単価の引き下げに努めることが必要である。

オ 刊行物の活用状況について

[結果]

- (ア) 県立図書館(平成16年1月4日付カ01-12)及び総務課(平成16年1月1日付カ13-カ49)行政資料の提供の依頼要請がされているが、県立図書館、県民情報センターへの資料提供が必要と思われるもので、提供がされていないものがあった。
- (イ) 刊行物によっては配布先の活用状況についての聞き取りやアンケート調査など、問題点の把握に努める必要があるが、その把握に努めていないものがあった。

[意見]

- (ア) 県民に刊行物を積極的に提供する方法としては、県立図書館や本庁1階の県民情報センターなど、県民が閲覧できる公的な機関を活用することが効果的であるので、その活用を努められたい。
- (イ) 過去の実績をそのまま踏襲することなく、刊行物の活用状況を把握することにより、配布先、配布部数、内容の精査を行い、適正な作成部数、内容の充実に努めることが必要である。

カ インターネット(宮崎県ホームページ)の活用について

[結果]

- インターネットの活用について、次の点が見受けられた。
- ・ 刊行物の作成に当たり、インターネットの活用を検討していないものがあった。
 - ・ 県ホームページを活用しているにもかかわらず、刊行物にホームページのアドレスを掲載していないものがあった。
 - ・ 県ホームページ上での掲載を開始したにもかかわらず、刊行物が必要以上に印刷されているものがあった。

[意見]

県民に広く周知すべき情報や全国に向けて発信すべき情報について、ホームページは有効な伝達手段であり、多くの所

属において、発行刊行物に替えて、内容を県のホームページに掲載するなどの努力がされているが、今後ともなお一層の活用が必要である。

また、効率的な情報の提供や経費節減の観点からCDやDVDなどの電子メディアも有効であり、一層の活用が望まれる。

なお、情報内容や対象者によって、印刷物と電子メディアの選択を比較検討し、それぞれの特性に応じた使い分けを検討する必要がある。

キ その他

[結果]

再生紙が使用されていないもの、使用されていても再生紙使用の古紙配合率等の表示がないものがあった。

[意見]

現在、県では地球温暖化防止の積極的な取り組みとして、平成12年10月に策定された「宮崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、印刷物については、環境保全に配慮して再生紙の使用や作成された印刷物には再生紙使用マーク、古紙配合率、白色度を明示することとしているのでその一層の推進に努められたい。

(2) 県が購入する刊行物

ア 刊行物購読の目的、必要性について

[結果]

予算執行伺いに購入目的・必要性が明記されていないものや購入に当たって共同利用等の十分な検討が行われていないと思われるものがあった。

[意見]

刊行物の購入に当たって組織的な検討を行うことや目的・必要性を明確にすることは、その刊行物の活用方法、配付方法等を決める重要な手続きである。

従って、刊行物を購入するに当たっては、あらかじめ購入の是非や必要部数についての組織的な検討を行い、購読の目的や必要性を予算執行伺いに具体的に記載することが重要である。

イ 刊行物購読の予算執行及び支払方法について

[結果]

一括購入の刊行物について、予算執行伺いに配布先及び配付部数を精査せず前例により購入部数を決定しているものや配布先一覧が確認できないものがあった。

[意見]

刊行物の購入部数については、過去の実績をそのまま踏襲することなく、刊行物の活用状況や新たな要望等を確認して配布先及び配付部数を精査し、経費の無駄遣いがないように適正な購入部数を決定する必要がある。

ウ 刊行物の業務への活用状況について

[結果]

(ア) 一括購入の刊行物について、配布先の関係機関への聞き取りやアンケート調査等により、有効利用の把握や確認を行っていないものがあった。

(イ) 同じ部局内において同一刊行物の購入状況を把握していないため、回覧等による有効活用の検討がされていないと思われるものがあった。

[意見]

(ア) 刊行物を今後も購入する必要があるかどうか、配布先だけではなく所属内においても活用状況の調査検討を行うことが必要である。

また、インターネット上での情報収集等ができるものについては、安易に刊行物を購入することなく、インターネットをできるだけ活用することが必要である。

(イ) 同一内容の刊行物については、部局内の職員に購入刊行物の周知を図って回覧等を活用することなどにより、必要最小限の購入部数にとどめ、経費節減に努める必要がある。

8 結び

(1) 今回監査した県が発行した刊行物については、県民参加の県政をより一層推進するため、写真やグラフ等の活用、紙面の工夫等により県民に見やすく、わかりやすく配慮したものが増加しており、関係職員の熱意や努力、創意工夫が伝わってくるものが多く見受けられ、全体的におおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、一部には、目的・必要性、内容、発行方法等に関して、「監査の結果及び意見」で述べたとおり、改善、検討が必要とされる事項があるので今後適切に対応されたい。

(2) 今後ますます地方分権化や情報化社会が進展する中で、特に県民向けの刊行物については、時代の変化に対応した柔軟かつ適切な取り組みと高齢者や障害者等にも配慮した取り組みを更に進め、県民参加の行政が一層進展することを期待するものである。

(3) 県が購入する刊行物に関しても全体的におおむね適正に執行されていると認められたが、一部には、目的・必要性、予算執行方法等に関して、「監査の結果及び意見」で述べたとおり、改善、検討が必要とされる事項があるので今後適切に対応されたい。

(4) 県が購入する刊行物に関連することとして、今回の行政監査の対象とは別に、定期監査の重点項目として、法規集等追録書籍（加除式図書）の購入状況についても聞き取り調査を実施した。

法規集等追録書籍は県政を推進するために必要なことから、多くの機関で購入されており、厳しい財政状況にあることから、インターネットの活用や所属間の共同活用等による見直しが行われ、経費節減が図られるなど全体的におおむね適正に執行されていると認められた。

ちなみに追録書籍の購入額は、抽出した調査ではあるが平成15年度には7千2百万円余であったものが、16年度には6千9百万円余、17年度（予定）では5千6百万円余となっており、2年間で約1千6百万円削減されている。

追録書籍に関しては、一部にはまだ見直しの余地があると思われるので、今後とも全機関において継続的な見直しを望むものである。

(5) 刊行物の購入についても、購入の必要性や活用方法等について、組織的に十分検討がなされ、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、見直しが推進されることを重ねて望むものである。